

## 建築物エネルギー消費性能等計画の認定手数料（江南市受理物件）

（R4. 12. 23更新）

### ●建築物エネルギー消費性能基準適合認定

建築物の種類		登録住宅性能評価機関 の技術的審査を経る場合
一戸建て住宅		5, 200円
共同住宅等	1戸	5, 200円※5
	2～5戸	10, 300円※5
	6～10戸	17, 500円※5
	11戸～	29, 100円※5
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	10, 300円
	建築物の延べ面積が300㎡を超えるもの	17, 900円

※5 （1）共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 10, 300円

イ 300㎡を超える場合 17, 900円

（2）非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての（1）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）ア及びイに定める額を加算する。

# 建築物エネルギー消費性能等計画の認定手数料（江南市受理物件）

（R4.12.23更新）

## ●建築物エネルギー消費性能基準適合認定

建築物の種類		その他の場合	
一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2) (i) 及びロ(2) 又はイ(3) 及びロ(3) に定める基準に係るもの	19,100円	
	その他のもの	37,100円	
共同住宅等	全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2) (ii) 及びロ(2) 又はイ(3) 及びロ(3) に定める基準に係るものであるもの	1戸	19,100円※6
		2～5戸	35,900円※6
		6～10戸	51,900円※6
		11戸～	74,600円※6
	その他のもの	1戸	37,100円※6
		2～5戸	74,900円※6
		6～10戸	105,400円※6
		11戸～	148,300円※6
その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	95,000円
		建築物の延べ面積が300㎡を超えるもの	121,000円
	その他のもの	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	248,400円
		建築物の延べ面積が300㎡を超えるもの	311,200円

※6 (1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 118,500円

イ 300㎡を超える場合 149,700円

(2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合に限る。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 95,000円

イ 300㎡を超える場合 121,000円

(3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除く。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 248,400円

イ 300㎡を超える場合 311,200円